

平成27年8月 全員協議会

平成27年8月6日（木曜日） 前半

高野 光二 議員（ふくしま未来ネットワーク）



※ [8月6日の全員協議会について](#)

高野光二議員

ふくしま未来ネットワークの会派を代表して質問する。

間もなく4年5カ月が過ぎようとしているが、協議議題のテーマである原発問題について我が会派は全国、また議会としては海外調査もしてきた。私自身も今回の原発事故の15km、20km圏内の立場であるから、地元の課題等々も含めて、問題提起をしながら明確な答弁を求める。限られた時間のため、主に環境省関係の問題に要点を絞って質問する。

まずは、中間貯蔵施設の汚染物の処理について聞く。1日も早い収束に向け、まずは国が前面に立って全てのことに迅速に対応していくという前提が大切だと思うが、考え方を聞く。

環境省福島環境再生事務所長

中間貯蔵施設は、除染や汚染された廃棄物の処理を踏まえた福島の復旧・復興に向けて不可欠な設備である。国としては今回の事故に当たって、これまで原発を推進してきた社会的な責任も踏まえ、福島県における除染や廃棄物処理、そして中間貯蔵の問題を真正面から受けとめ、これを国の責任において地元の皆様の理解と協力のもと、しっかりと取り組む所存である。そのため、中間貯蔵施設の問題についても環境省福島環境再生事務所内に専門の事務所を設け、用地を初め担当職員の増員も急速に図っている。今後、用地の確保はもとより、施設の整備、その中に除去土壌等を運び込む、そして安全に保管していくといったさまざまな課題一つ一つに真摯に向き合い、皆様に安全・安心を感じてもらいながら、しっかりと職務を果たしていきたい。

高野光二議員

先ほどの椎根議員の質問で、既に調印をもらった地権者は5名とのことである。当初は平成27年1月1日から搬入を始める計画であったが、この5名という状況の中で今後どのような見通しで行うつもりか。

環境省福島環境再生事務所長

先ほど述べたとおり、現時点で用地確保のために契約した方は5名であるが、この5名だけでは中間貯蔵施設そのものを整備することはできない。したがって、用地の確保に向けて、それ以外の地権者への説明、補償額の算定提示といったプロセスを1日も早く丁寧に進めていくことがまず第一である。

その上で施設についても、用地確保の状況を踏まえ、どういった施設をどういった段階を踏んでつくっていくのか、この方針をできるだけ早期に明らかにしていきたい。またその間も、今行っているパイロット輸送について、安全、そして確実な輸送ができることを検証していくために、予定している全ての市町村からの輸送についてしっかりと取り組んでいきたい。

高野光二議員

5名の地権者の同意は、2,365分の5である。これから全ての地権者の同意を得るのは、全く不可能に近い。その一つの原因として、土地の価格に問題があるようにも聞いており、場合によっては、もう少し買い上げる単価を上げるべきだと思うが、どうか。

環境省福島環境再生事務所長

中間貯蔵施設の整備は公共工事であり、土地価格についても、公共用地の補償のルールに基づき、地権者から提供される土地の価値を補償することになる。この土地の価値については、復興が完了した将来の姿を考慮しながら土地の利用制限の期間や需給の回復の程度、そういった価格の形成要因を勘案して、契約時点での価格を不動産鑑定士による評価額等を踏まえ算定している。

こうした価格は、公共補償のルールにのっとり算定しており、適正なものと考えているが、他方で原発事故がなかった場合の価格と比較して低く、納得できないという地権者の声があるのも事実である。そういう声は、我々としても無理からぬところがあるものと認識している。このため、福島県とも協力の上、国からの補償に合わせて、福島県から、大熊・双葉両町に交付される交付金の活用により、実質的に事故がなかった場合の補償額と同じ金額が措置されるようにしているところである。今後もこうした点を含めて、地権者にわかりやすく丁寧に説明し、何とか理解を得ていきたい。

高野光二議員

既に契約を結んだ5名は、支払い済みであるのか。

それから、措置を講じて震災前の価格だと言っても、地権者は、それでも値段が低いということではなかなか進まない。これが10年、20年先の話では全く意味がない。30年後、県外で処分することが全く無になるわけである。そのことについて、今述べた国の基準や価格は全く参考にならず、現状には当てはまらないが、そのことについての考えをもう一度聞く。

環境省福島環境再生事務所長

先ほど説明した考え方は、これから行う工事が公共工事である以上、明確にあるルールにのっとり補償するものと考えている。ただ、今回の事故を踏まえた事情を勘案し、先ほど述べたように県の協力も得て、交付金による措置もあるので、そういったものもあわせてしっかりと説明し何とか理解を得ていきたい。もちろん、議員指摘のとおりであり、いつまでも時間をかけてよいものではない。今取り組むべき最も重要な課題と認識しており、職員も最大限投入しながら理解を得ていきたい。

5名の契約者に金額が支払われたかであるが、既に契約が済み、それに基づいて順次支払いをしている。つい先日契約に至った方はまだ全額払っていないかもしれないが、これは時間の問題であるので、手続とともに支払いすることになると承知している。

それから、先ほど用地取得に向けた説明の状況を述べたが、物件調査に同意した方も相当おり、具体的には、6月末現在で約500名が物件調査に同意している。そういった方について、速やかに物件調査を進めてできるだけ早期に補償額を算定し提示することにより、1日でも早く用地確保の取り組みを前へ進めたい。

高野光二議員

1日でも早く同意をもらうことが大前提になる。そのため、交付税措置の方法があるとすれば、なるべく早くそういうものを勘案した上で、1日でも早く中間貯蔵施設を設置するよう努力すべきである。今の状況だと大変マクロ的な話なので、その上で、私の地元では仮置き場の問題がある。既に仮置き場については3年の契約期間が過ぎたが、その契約を更新しない状況が出てきている。契約を更新しないことは行き場がないことである。今回は、その場所を原町区から小高区

へと別な場所に移さざるを得ない状況が出てきた。間もなく3年が過ぎようとしており、契約を更新しない地権者が出てきたことについてどう思うか。

環境省福島環境再生事務所長

高野議員の地元において、今指摘のあった地区の仮置き場の件は、私もつぶさに承知している。3年が経過する中で、保管延長のため地権者に契約の更新依頼をした。これは南相馬市との契約であるが、理解が得られていない。もともと3年という期間については、国の中間貯蔵施設整備に当たり、仮置き場への本格搬入から3年をめどに中間貯蔵施設の供用を開始することをロードマップにうたったことが発端となっていた。

現在、パイロット輸送は始まっているが、本格的な施設の整備、搬入には至っていないので、仮置き場での保管を当面継続せざるを得ない。この件に関しては、環境大臣からことし1月に発表した談話の中でも、大変申しわけない状況であるとおわびを述べたが、本日改めて私からもおわびしたい。その上で、仮置き場の問題については、現在、南相馬市役所の当局とも緊密に連携し、対応に当たっており、中間貯蔵施設への搬出までの間、指摘のあった小高区での保管も含め何とか土壌の保管に協力してもらえよう検討していきたい。

高野光二議員

全く真摯な答えになっていない。契約は3年で切れるわけで、更新できない場合も想定しなくてはならない。その先の搬入する中間貯蔵施設が、前段の話で全く見通しがついていないので、これから20年かかるのか30年かかるのかわからない。

その状況の中で、場合によっては現場で減容化をしていくとか、例えば南相馬市では、減容化して線量の少なくなったものを基盤整備や海岸防災林の下に使ってもよいという議論までであるが、この基準となる数値を環境省がきちんと決めていない。全てを中間貯蔵施設に持っていく前提でスタートするから全く進んでいない状況である。このことについて、もう一度きちんとした回答がなければ納得できない。

環境省福島環境再生事務所長

既に3年が経過した、あるいはしようとする仮置き場があり、大変切迫した問題である。その中で、今指摘のあった除去土壌等を中間貯蔵施設に運び込む前に減容化することについてである。

この場合土壌であるから、減容化をする技術、一般的には土壌を装置にかけて、濃度の薄いものと濃いものに分けていく技術が一つ典型的なものかと思うが、線量が高いものは中間貯蔵施設に搬入し、低いものは中間貯蔵施設に運び込まずに利用できるのかがポイントになる。

つまり、技術面に加えて社会的な面が重要になってくる。現在、除去土壌等の濃度の薄いものを利用することについて、まだ一般的な理解はなかなか深まっていない。そういった状況の中では、まず除去土壌は中間貯蔵施設に搬入し、貯蔵する中で減容化、そして最終的な再生利用を目指していくことが現実的であると環境省としては考えている。

ただ、議員指摘のとおり、できれば輸送の前に減容化し、地元の理解のもと再生利用していく。それが結果的に輸送量あるいは中間貯蔵施設での貯蔵量の低減につながるものであり、非常に意義のある取り組みと考えている。そういうことから、「南相馬では」という話があったが、そのような考えの自治体から個別に相談があった場合には、技術的な妥当性や再生利用の可能性などをよく相談し検討していきたい。

また、これに関連して、先月「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」を環境省において立ち上げ、この中で、減容化や再生利用に関する技術、最新の内外の技術に関する情報の収集、効果の検証、さらには技術開発戦略、そして再生利用に向けた技術的な課題や促進策などの検討を開始したので、環境省としても、この検討会において、今後、技術開発戦略や再生利用に向けた考え方をしっかり検討し、取りまとめていきたい。

また、これを発信をしていくことによって、再生利用に関してより広い国民全般の理解も得ていく必要があると考えている。

高野光二議員

その検討会の資料は、全部読んだ。結論を出すのは平成30年、あと3年先である。その方法の中で、今できることをやらなくてはならないのではないか。

環境省福島環境再生事務所長

今述べた技術開発戦略検討会は、立ち上がったばかりであるが、この検討会と並行して環境省で予算化した実証事業等も行っていくこととしている。今回の南相馬市のケースが当てはまるかは個別に検討したいが、現在ある技術の中で、できる限り減容化や再生利用の実証、あるいはモデル的な取り組みがどこまでできるかを早急に検討し、平成30年ではなく今年度からしっかり取り組んでいきたい。

高野光二議員

線量の基準の考え方だが、農地においては5,000 Bq/kg以上は剥ぎ取りであるが、4,500 Bq/kgは反転耕なり深耕となっており、持っていかいかないかは、わずかな線量の差であるが、実際に現場では基準によってそのように行われている。

そこを環境省で決めればよい。決めることが大切であり、それで理解してもらう方が進むので、ぜひそういう目で、現場でさまざまな方法でやってほしいが、どうか。

環境省福島環境再生事務所長

さまざまな状況が現場にある中、除染も今指摘のあった考え方で進めているところもある。一方で、やはり現場ごとに状況が違う中で、日々の課題を解決しながら進めていく面もある。

今回の再利用についても、一定の基準をつくるにはさまざまな観点、特に地域ごとに事情が違う中で、共通の一定した考え方を示すとなれば、地域で異なる事情をつぶさに勘案しなければならない。そういったことには一定の時間がかかると考えているので、それを待つことなく、並行してさまざまな実証的取り組みもあわせて進めていきたい。

高野光二議員

一般廃棄物のコンクリートやアスファルトは3,000 Bq/kg以下のものは、一定の管理をすれば再利用できることとなっている。それを国、環境省がきちんと決めれば利用できるのにやらないだけである。地元では目の前に仮置き場がある中で、帰還は非常に難しいとも言われているので、ぜひ積極的に臨んでもらいたい。最後に、その決意を聞く。

環境省福島環境再生事務所長

議員指摘のとおり、この問題は各地域が抱えている仮置き場、あるいは現場保管もある状況から、大変切迫した問題であると認識している。これを各現場で少しずつ解決していかなければその先に進めないのが、大変心苦しい中ではあるが、仮置き場での保管の延長も願いながら、一方で中間貯蔵施設をしっかりとつくっていく。さらに、指摘のあった再生利用や減容化に向けた取り組みも決して技術的な検討だけを続けるのではなく、現場に即した取り組みをしっかりと続けていく必要があると考えている。